

第4章

障がい者福祉の施策

1 施策の体系

4つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。

理念	目標		施策	
大が あ ら わ い し な こ と	1	一人ひとりの発達・成長を支援する	1	切れ目のない発達支援システム（チャレンジサポート）の充実
			2	支援が必要な子どもの早期発見・対応
			3	教育・保育の充実
			4	放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実
	2	地域との関わりをつくる	5	社会参加の促進
			6	一般就労につなげる仕組みづくり
			7	福祉的就労の支援の充実
	3	毎日の生活を支える	8	相談支援と情報提供の充実
			9	多様な特性に応じた日常生活の支援
			10	移動の支援
			11	経済的負担の軽減
			12	その人らしい生活を支える暮らしの場の確保
			13	保健・医療の充実
	4	支えあい、共生する地域をつくる	14	権利擁護・意思決定支援の推進
			15	合理的配慮の提供の推進
			16	ふれあい・交流による支えあいの関係づくり
			17	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
			18	災害への備えおよび感染症対策の充実

2 施策の内容

目標1 一人ひとりの発達・成長を支援する

生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち (一人ひとりの発達支援)

障がいのある子どもや発達に支援の必要な子どもが、自分のもてる力を十分に発揮し、自分らしく健やかに成長できるよう、「切れ目のない発達支援システム」の理解啓発や、幼児期から就労期を見据えた「伴走的な相談支援体制」の構築を通じ、支援のネットワークを広げます。

また、本人支援のみならず家族支援も含めた環境づくりや、医療的ケア児等のコーディネーターの配置を進めるとともに、放課後等の居場所づくりや教育・保育の充実を図り、地域で共に学び過ごすインクルージョンの推進と生活支援のしくみづくりを進めます。

本市の現状

- 全国に先駆けて「湖南市発達支援システム」を構築し、専門会議の開催等を通じた横の連携と、個人に応じた縦の連携により、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っています。一方で、システムの満足度をさらに高めるため、市民から最も要望の多い「専門的な相談体制の拡充」などが求められています。
- 乳幼児期は新生児訪問や健診等で早期発見・対応を徹底し、未就学児への療育や小中学校の特別支援教室等での指導を着実に実施しています。発達の心配は就学前に保護者が気づくことが多い半面、「相談先がわからない」と早期相談を躊躇する傾向にあります。速やかに支援へつながる情報提供の強化と、相談しやすい環境づくりが課題です。
- 教育との連携では、学習会や卒業後の引継ぎ会議を開催しています。また「ここあいパスポート」を発行して情報共有を促進していますが、ツールの活用はまだ十分ではありません。家庭生活や社会移行を見据えた地域生活支援の仕組みづくりとともに、放課後等デイサービスなど長期休業期間等を含めた過ごしの方の充実が必要です。
- 学校の進路指導と連動した進路調整部会の運営により、必要な圏域状況の把握機会を提供しています。また、事業所やNPOによる先駆的な活動が展開され、各主体によるインクルーシブ教育の実現に寄与しています。
- 医療的ケア児・者について、移動サービスや緊急時の短期入所等の利用可能事業所が少ない状況です。医療機関と連携し、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者が、甲賀福祉圏域で安心して住み続けられる体制づくりが求められています。

施策1 切れ目のない発達支援システム（チャレンジサポート）の充実

施策目標

子どもが、自分らしさを大切にしながら、社会の一員として活躍できる。

施策概要

発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携をして個人に一貫した支援を行います。

指 標 ① 発達支援システムの研修数

期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
件	件

取り組みの方向性

- 子育てに関する諸施策と学校教育にもとづき、乳幼児期から成人期までの多様な発達と発達を個別に支援できる、切れ目のない支援のしくみづくりを推進します。
- 本人支援のみならず家族や家庭生活に対する支援も踏まえた多角的な援助体制を充実します。
- 就学・進学・就労時の個別支援情報の引継ぎによる継続的な支援がさらに充実するよう、ここあいパスポートの活用、協議や研修を通して、情報共有や関係機関の連携の体制をさらに強化します。

施策を構成する主な事業

（1）発達支援システム運営事業

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）・幼児施設課

- 関係課の連携：発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催します。
- 個別の指導計画作成に係る研修会：市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の担当者対象に個別の指導計画作成に係る研修会を実施します。
- 市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校教職員を対象として、特別支援教育に係る研修会を開催します。
- 公立の計画相談事業所として幼児期から学齢期の切れ目のない支援の充実に努めます。

(2) 義務教育終了後の相談支援事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連動し、義務教育終了後の進路先への支援情報の引き継ぎ会議を実施します
- 義務教育終了後のニーズに応じた相談支援を実施します。

(3) 市就学支援委員会

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

- 医師、地域内特別支援学校長、地域内児童福祉施設長、発達相談員、保健師等の専門職および市内小・中学校長代表、園長代表等で構成された委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学について審議を行います。

(4) 特別支援教育コーディネーター連絡会議

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

- 市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各校園における特別支援教育の進め方や個別の指導計画の活用等について研修を行います。

(5) 専門家による事例検討指導会議

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

- 各校の特別支援教育コーディネーター等から示された事例にかかわり、障がいの判断・教育的措置・支援内容等について、総合的に検討します。

(6) ここあいパスポートの活用事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 本人の思いや育ちを共有・応援するため、本人・家族と支援者をつなぐツールとしての「ここあい パスポート」を周知し、**幼児期から就労期まで※自律支援のために活用を**促進します。

施策2 支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策目標

発達に特徴のある子どもが、早期に適切な支援につながっている。

施策概要

子どもに保育園・幼稚園、こども園、乳幼児担当保健師、専門機関などが連携して対応します。

指 標 ① 就学前サービス調整会議の検討により支援につながった人数

	期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
就学前サービス調整会議での検討数	人	人
専門機関での支援が必要とされた数	人	人
専門機関での支援につながった数	人	人

指 標 ② こども家庭センターまるっとにおける支援の状況

	期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
新生児訪問数	%	%
ハイリスク	件	件
その中で(産婦)	人	人

取り組みの方向性

- 障がいのある子どもの支援と家族支援を切り離さず、保護者がわが子を理解する過程に寄り添い、本人が自分の特性を理解できるような支援体制を整えます。
- 支援を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援に結び付けられるよう、さらなる情報提供の充実や制度の周知に努めます。
- 発達障がいのある人への相談や支援を具体的に実践できる人材の育成に取り組みます。
- 学齢期以降も利用できる居場所づくりを充実させることにより、生活基盤を整えることによって安定したくらしの継続へとつなげます。

施策を構成する主な事業

(7) 新生児訪問事業

こども子育て応援課

- 保健師または助産師、子育て支援コンシェルジュ、新生児期から生後3か月ごろまでのいる家庭を訪問し、その子の成長発達を保護者とともに確認し、保護者への育児相談を実施します。

(8) 乳幼児健診事業

こども子育て応援課

- 子どもの健やかな成長と保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達状況や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。
- 特に保護者が、子どもの発達等について心配や不安がある場合は、乳幼児発達相談事業につなげます。
- 子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報を「こども家庭センターまるっと」において提供します。

(9) 幼児発達相談事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 個別相談を行い、また、必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みと子どもの発達状況や課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をします。
- 保護者の希望があれば、保育園・幼稚園、こども園や他機関への助言・連携を行います。
- 就学前サービス調整会議を開催し、発達相談につながった子どもへの適切なサービスや支援について検討し必要な専門機関につなげます。

(10) 個別療育・児童発達支援・保育所等訪問支援事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 未就学の発達に支援の必要な子どもに対し、必要な計画を立て、通所による療育活動を行うとともに、保育園等の施設に通う発達に支援の必要な子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活適応のための専門的な支援を行います。

(11) 特別支援教室（ことばの教室）事業

学校教育課

- ことばや学習、コミュニケーションにいろいろな課題をもつ幼児・児童および生徒に対し、保健・医療・福祉・就労との連携を図りながら、一人ひとりに合わせた継続的な教育サービスを実施します。個別の指導計画をもとに、保護者・所属校園と連携しながら教育的支援・教育相談などを行います。

施策3 教育・保育の充実

施策目標

保育園・幼稚園・こども園、学校で、充実したインクルーシブ教育が行われている。

施策概要

集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。

指標

- ① 特別支援の研修を受けた教員数
(通常級の教員数、支援級の教員の両方を集計)

期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
人	人

取り組みの方向性

- インクルーシブ教育の拡充により、障がいのある子どもたちへの支援とともに、子どもたち全体への福祉教育を充実させ、障がいへの理解の促進と共生社会実現への意識を醸成します。
- 合理的配慮を徹底するための、教育・保育に関わる加配者の質的な向上も含めた、人材確保・育成の体制づくりを進めます。
- 医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に努めていきます。また、医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちがともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、保健・福祉・医療・教育・就労について切れ目なく支援できる体制づくりを進めるとともに、保育所や学校などで医療的ケア児を受け入れるための支援体制の拡充を図ります。

(12) インクルーシブ教育システムの推進

学校教育課

- 障がいのあるなしに関わらず、学び育つことを基本とし、教育の場において合理的配慮に基づいた環境整備を行います。互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様な在り方を認めあえることをめざします。

(13) 障がい児保育事業

幼児施設課

- 保育園・幼稚園・こども園に在籍する障がいのある児童に対して、適切な指導を行うため、加配保育士・教諭の配置に努めます。
- 医療的ケア児の保育の充実のため、看護師の配置を行います。

(14) 保育園・幼稚園・こども園への巡回相談事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 巡回相談員が保育園・幼稚園・こども園に出向き、保育等を参観し、障がいのある幼児への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。振り返りの研修時間も確保し、障がい特性に応じた支援の充実に努めます。

(15) 小学校・中学校への巡回相談事業

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

- 巡回相談員が小学校・中学校へ出向き、支援や指導のあり方の相談や心理検査等の実施および結果に基づいての相談、校内委員会やケース会議等での助言、特別支援教育に関する校内研修等での講師や助言等を行います。

(16) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

障がい福祉課

- 日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の通学について、保護者の送迎に係る負担を少しでも軽減し、通学のしやすさの向上を図ります。

(17) 副籍制度の推進

学校教育課

- 特別支援学校（小・中学部）に在籍する児童・生徒が居住する地域の公立小中学校に副次的な学籍を置く、復籍制度を推進します。専門的な教育を受けながら、地域とのつながりを維持することで、交流と相互理解を深めます。

(18) 療育教室の充実

障がい福祉課（発達支援室）

- 通所支援センターの通所にあたり、そのきょうだいの保育を行うことにより、療育事業への参加がしやすい環境を整えます。

施策4 放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実

施策目標

障がいのある子どもが、放課後等に安心して活動できる居場所がある。

施策概要

障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。

指 標 ① 放課後や長期休館の居場所となる日中一時支援事業所数

期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
数	数
うち重度障がいの子を受け入れる事業数	
数	数

取り組みの方向性

- 障がいへの理解にもとづく共生社会の実現のために、障がいのある子どももない子どもも、ともに学び過ごす居場所のさらなる充実を図ります。
- 障がいのある子どもの放課後や休暇の居場所づくりと保育によって、社会参加を促進するとともに、家族の負担を軽減し、地域で安定した生活を送ることができる体制づくりを推進します。
- 緊急時に利用できる短期入所、日中一時支援や、医療的ケアが必要な子どもへの対応が可能な体制づくりなど、レスパイト事業※10の充実を進めます。
- 障がいのある子どもから大人まで参加できる活動の場所を提供するとともに、事業所が活動を企画・運営し、地域ボランティアが関わることで、ともに支えあう関係性の構築を目指します。

(17) 放課後等デイサービス事業

障がい福祉課

- 学校就学中の障がいのある子どもの放課後または長期休業時における生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進のために必要な支援を行います。

(18) 日中一時支援事業（児童分：地域生活支援事業）

障がい福祉課

- 障がいのある子ども等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。
- 障がいのある子どもを持つ親の就労支援と日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。
- 日中において介護者がいない障がいのある子ども等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。

(19) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

子ども政策課

- 学童保育所において、発達に支援が必要な子どもの放課後活動の支援を行います。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画における成果目標と活動指標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。
 - ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。
- 令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- 令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

市の考え方

市の成果目標

項目	実績
インクルージョン推進のための協議の場の設置	●か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	●か所（●●●●）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	甲賀地域障害児・者サービス調整会議「重心対策部会」・甲賀地域医療的ケア児者支援協議会
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	甲賀福祉圏域で●名
障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	湖南市通所支援センター

目標2 地域との関わりをつくる

自分らしく地域と関われるまち (余暇活動・就労支援)

「輝きたい」「働きたい」意欲のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会を築きます。多様化するニーズに応え、一般就労や福祉的就労の支援の充実を図るとともに、新たな「就労選択支援」の体制を整備し、一人ひとりの適性に合った働き方を支えます。

また、長く「輝き」「働き」つづけるために、地域資源を活用した多様な就労機会の創出や社会参加の促進を図り、障がいへの理解にもとづく働きやすい環境づくりと、就労定着を見据えた生活支援のしくみづくりを進めます。

本市の現状

- 就労移行・継続支援による訓練や「ジョブガイダンス」の実施により、就職への成果を生んでいます。また、就労情報コーディネーターの配置や関係機関との連携、優先調達など多角的な支援を展開しています。しかし、就労施策への認知度や満足度は低迷しており、着実な支援実績を当事者の安心感へつなげるための積極的な広報と情報提供の強化が課題です。
- 働きたい意欲を持つ人が一般就労を続けられるよう、最も要望の多い「自分に合った仕事」の創出や、賃金・工賃の向上といった経済的課題の解決が必要です。農福連携などの職域開拓を加速させる支援が求められます。あわせて、就職後の定着に向け、障がいへの理解に基づく合理的配慮の促進や相談体制など、長く働き続けられる地域環境の整備が急務です。
- 進路指導や合同説明会により進路先の情報を得やすくなりましたが、定員超過や送迎の課題等で希望先を利用できないケースもあります。在宅生活でも就労訓練の充実を求める声が強く、早期からの準備支援が不可欠です。また、安定した就労生活や余暇活動を含めた社会参加を促進するため、移動支援の検討や、緊急時等に必要な支援資源の整備が重要です。
- 従来の支援に乗り切れない人の不登校やひきこもり等を防ぐため、就労期前から自己肯定感を育むサポートが大切です。学校から引き継がれた情報を活用し、就労期も「切れ目のない支援」が受けられる仕組みづくりが求められます。多様な特性に応じた就労場所や安心して集える居場所の充実とともに、高齢で障がいがある人の働きたい思いに応える地域づくりも必要です。

施策5 社会参加の促進

施策目標

自分らしく輝きたい気持ちに応える場と機会がある。

施策概要

文化・スポーツ活動や仲間づくり等を支援し、障がいのある人の、その人らしい社会参加を促進します。

指 標 ① 障がい者スポーツ大会参加者

期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
人	人

取り組みの方向性

- スポーツ活動やレクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生きがいづくりを支援します。
- 社会参加や市民との交流により障がいへの理解を促進する視点からも、参加機会の確保、活動の周知、移動支援も含めた参加しやすい環境整備に取り組めます。
- 障がいの特性に応じて、集団での行動が苦手な人でも気軽に過ごせる居場所づくりや、参加しやすいきっかけづくりについても検討を進めます。
- 就労後の生活を支えるものとして余暇活動をとらえ、ニーズに合った社会参加支援体制の整備に努めます。

—

施策を構成する主な事業

(20) アール・ブリュット作品等展示事業

障がい福祉課

- 障がいのある人の活動や芸術理解を広めていきます。

(21) 障がい者スポーツ振興事業

文化スポーツ課

- 県障がい者スポーツ大会への参加、市スポーツ協会障がい者スポーツ部が開催する事業等を通して障がい者スポーツの普及と振興に努めます。

(22) 視覚障がい者生活訓練事業

障がい福祉課

- 視覚障がい者の社会参加を目的として、日常生活・社会生活に必要な知識や技能の訓練を行います。

(23) 地域活動支援センター事業

障がい福祉課

- 就労が困難な在宅障がい者に対して、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等を行います（甲賀福祉圏域※11共同事業）。

(24) 地域生活相談支援事業

障がい福祉課

- 障がいのある人が気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場として、さまざまな事業（サロン活動）を企画し、社会参加への一助になるよう支援します（甲賀福祉圏域共同事業）。

施策6 一般就労につなげる仕組みづくり

施策目標

自分らしく働きたい気持ちに応える場と機会がある。

施策概要

福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携・林福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。

指 標

① チャンスワークこなんが障がい者の求職者に紹介して就職に至った件数

	期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
就職件数	件	件
新規求職者数	人	人
一般就労した人数	人	人

取り組みの方向性

- 障がいのある人が周囲とのコミュニケーションを保ちながら、治療もあることを踏まえて長く働き続けられるよう、一人ひとりの障がい特性に応じた就労の促進に取り組みます。
- 障がいのある人が安定して働き続けられるよう、土台となるべき安定した生活の実現を支援します。
- 就労支援事業所の整備、職員の研修、就労後に相談できる環境づくりなどの継続的な就労支援体制を構築し、就労定着を支援します。
- 企業に対し、障がいへの理解の促進、啓発を行い、長く働ける環境を整えます。また、農福連携・林福連携をはじめ、多様な就労の場の確保に努めます。

施策を構成する主な事業

(25) 障がい者就労推進事業

商工観光労政課

- 障がい者就労情報センター運営協議会作業所部会を設置し、地域イベントに参加し啓発を行い、一般企業へ出向いての作業を実施し、障がい者の就労に対する推進を行います。

(26) 「チャンスワークこなん」との連携事業

商工観光労政課

- 市役所内に「チャンスワークこなん」を設置し、障がい者や福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対して、市とハローワークによる一体的支援を実施します。

(27) 甲賀市・湖南市 障がい者合同就職面接会の開催

商工観光労政課

- 甲賀市・湖南市内で就職を希望する障がいのある方を対象に、企業から仕事の内容・労働条件・福利厚生などの説明や面談を行い、障がいのある方の就労を支援します。

(28) 優先調達の推進

障がい福祉課

- 障がい者就労施設等へ通所する障がいのある人の訓練機会の提供と経済面の自立を図るため、施設等へ業務の委託や物品の発注に努めます。

(29) 持続可能な社会づくりへの参画

環境政策課

- サツマイモの6次産業化や薪の生産・利用等の自然エネルギー活用事業に対し、地域の福祉団体と障がい福祉事業所が連携して、持続可能な地域づくりと障がい者雇用の機会創出に努めます。

施策7 福祉的就労の支援の充実

施策目標

一人ひとりの特性やペースに合わせ、安心して力を発揮し、働く喜びを感じられる場がある。

施策概要

福祉事業所での作業の多様化や工賃向上への支援など、障がいのある人が特性やペースに合わせて安心して働き、ステップアップを目指せる環境をつくります。

指 標 ① 障がい者就労施設等からの優先調達の件数

期首値（令和7年度）	期末目標値（令和14年度）
件	件

(30) 日中活動系サービス等給付事業【就労関係】

障がい福祉課

- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業に係る訓練等給付費を支給します。
- 就労移行支援事業、就労定着支援事業を軸に一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

(31) 滋賀型地域活動支援センター事業費補助

障がい福祉課

- 社会的ひきこもりなど障害者総合支援法のサービスの対象にならない人に、日常生活の場を提供する事業所に対して補助します。

(32) 障がい者就労情報コーディネーター設置事業

商工観光労政課

- 市内の企業と福祉的就労事業所の就労に関する情報の収集、調整、提供等を行います。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画における成果目標と活動指標

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標値】

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 11 年度中に令和 6 年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和 6 年度実績の 1.14 倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援 A 型事業：令和 6 年度実績の概ね 1.52 倍以上をめざす。
 - ・就労継続支援 B 型事業：令和 6 年度実績の概ね 1.67 倍以上をめざす。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 6 年度の実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。
- 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置することを基本とする。
- 令和 11 年度の就労選択支援を利用する障害者の数を 8 万 2 千人以上とする。
- 区域内の就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

市の考え方

市の成果目標

項目	令和 7 年度末 (2026 年度末) 【実績】	令和 14 年度末 (2030 年度末) 【目標値】
一般就労移行者数	●名	●名
就労移行支援事業所の利用者数	●名	●名
就労継続支援 A 型の利用者数	●名	●名
就労継続支援 B 型の利用者数	●名	●名
就労移行支援事業所のうち、就労移行 支援事業利用終了者に占める一般就労 へ移行した者の割合が 5 割以上の事業 所	●事業所 (●%)	●事業所 (●%)
就労定着支援事業利用者数	●名	●名
就労定着支援事業の職場定着率が 7 割 以上の事業所	●事業所 (●%)	●事業所 (●%)
協議会設置圏域ごとに就労選択支援事 業所を設置	●か所	●か所
就労選択支援利用者数	—	●名
就労継続支援 B 型事業所における工賃 の平均額	●円	●円